

NPOを対象とした補助事業等の概要をまとめました。ぜひご活用ください。

(平成19年度版)

目次

NPOと行政との協働推進事業	1
公益信託こうちNPO地域社会づくりファンド	3
南国土佐への移住促進事業	4
高知県人権ふれあい支援事業	5
環境ホップ・ステップ・ジャンプ支援事業	6
高知県中山間地域等商業振興総合支援事業	11
森林保全ボランティア活動推進事業	12
生き生きこうちの森づくり推進事業	13
こうち山の日活動支援事業	14
こうち山の日推進事業	15
山の一日先生派遣事業	16
こども・子育て応援事業費補助金	17
教職員宿舎等の空き住宅・部屋の貸付	18
19年度ソレ・えいど事業	19

お問合せ先等について

この資料は、高知県が行っている事業のうち、NPO等を対象とした事業について、関係課室から男女共同参画・NPO課に情報提供されたものをまとめたものです。

事業の詳細については、各事業調書の下欄に記載していますお問合せ先へお願いします。

高知県文化環境部男女共同参画・NPO課

NPOと県とが協働して実施する事業の 企画を募集します

～NPOと行政との協働推進事業～

高知県では、NPOと県との協働を推進し、より県民の視点に立った公共サービスを提供することを目的とした「NPOと行政との協働推進事業」を実施しています。

今年度も、NPOと県とが適切な役割分担のもとに協働して行う事業の企画提案を募集しますので、多数のご応募をお願いします。

募集期間 4月19日(木)～5月18日(金)(必着)

対象事業者 高知県内で不特定かつ多数の利益の増進に寄与する活動を行っている、特定非営利活動法人又は民間の非営利の任意団体

募集内容

- ・平成19年度にNPOと県が協働して取り組む事業
(企画提案事業の実施は、提案したNPOが平成19年7月頃から平成20年3月末までに行う。行政への要望、陳述、財政援助的なものは不可)
- ・テーマは自由

一般枠の他に、中山間地域活性化枠「東部地域」もあります。
県の負担は70万円以内

詳細は、裏面をご覧ください。

募集要綱などは、当課のホームページに掲載しています。

高知県男女共同参画・NPO課のHP

URL : <http://www.pref.kochi.jp/~danjyo/>



問合せ先・応募先

〒780-8570 高知市丸ノ内1-2-20

高知県文化環境部

男女共同参画・NPO課

担当 中村(智)、奥澤 大野

TEL : 088-823-9769

FAX:088-823-9879

E-mail : 143201@ken.pref.kochi.lg.jp

NPOと県とが協働して実施する事業の企画を募集

募集する事業提案

NPOと県が協働で取り組む事業についての提案で、実施は提案したNPOが行うものとし、提案内容が単に行政への要望、陳情となっているものや提案するNPOへの財政援助となっているものなどは対象となりません。

テーマ：特に定めません。自由に設定してください。

事業実施期間：平成19年度（平成19年7月ごろから平成20年3月末まで）



対象事業者

高知県内で不特定かつ多数の利益の増進に寄与する活動を行っている、特定非営利活動法人又は民間の非営利の任意団体

事業の形態、応募枠、県の負担額

事業形態：補助事業または委託事業

事業の応募枠：（一般枠）委託事業1枠、補助事業2枠
（中山間地域活性化枠）補助事業1枠

県の負担額：1事業70万円以内

【中山間地域活性化枠】

19年度対象地域 「東部地域」

香南市、香美市、芸西村、安芸市、安田町、田野町、
奈半利町、馬路村、北川村、室戸市、東洋町

募集期間

平成19年4月19日（木）～5月18日（金）（必着）

提案された事業の審査

書類による事前審査 公開プレゼンテーション(6/14) 本審査《事業化に向け取り組む提案を決定》

事業化への取り組み

審査で採択された提案は、NPOと県とで協議検討を行い、事業として実施することを目指します。
ただし採択された事業であっても、県との協議検討の結果、事業の実施を断念する場合があります。
また、この協議検討の場には、関係する市町村に参加してもらうことがあります。

問い合わせ先

〒780-8570 高知市丸ノ内1-2-20 高知県文化環境部 男女共同参画・NPO課 中村(智)、奥澤、大野

TEL:088-823-9769 FAX:088-823-9879 E-mail: 143201@ken.pref.kochi.lg.jp

URL: <http://www.pref.kochi.jp/~danjyo/>

募集要綱などは、当課のホームページに掲載しています。また、高知県ボランティア・NPOセンターにも置いています。

郵送を希望される方は、問合せ先までご連絡いただければ郵送いたします。

事業名	公益信託こうちNPO地域社会づくりファンド
事業種別	助成事業
事業の目的	高知県内における社会貢献活動を促進するため、社会貢献活動団体の活動に対し助成することにより、県内の社会貢献活動による地域社会づくりを支援し、民間と行政とのパートナーシップによる新しい地域社会づくりの推進に寄与することを目的としています。
対象事業の概要	<p>(1) 地域社会の発展に役立つ次に掲げる社会貢献活動を対象とします。 ただし、宗教的・政治的宣伝意図を有するもの及び営利を目的としたものは除きます。</p> <p>保健、医療又は福祉の増進を図る活動 社会教育の推進を図る活動 まちづくりの推進を図る活動 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 環境の保全を図る活動 災害救援活動 地域安全活動 人権の擁護又は平和の推進を図る活動 国際協力の活動 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動 子どもの健全育成を図る活動 情報化社会の発展を図る活動 科学技術の振興を図る活動 経済活動の活性化を図る活動 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動 消費者の保護を図る活動</p> <p>(2) (1)に掲げる公共サービスを直接的に向上させる活動</p>
対象事業者の種類	社会貢献活動を継続的に行う法人その他の団体
助成金の額及び対象経費	<p>(1)助成額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成対象団体の対象活動に要する費用 費用額の2分の1以内かつ50万円以内 ・新たに活動を始めようとする団体の立ち上げ費用 費用総額の2分の1以内かつ25万円以内 <p>(2)助成金の使途</p> <p>活動に関係した費用</p>
申請手続き・申請時期	<p>所定の助成金給付申請書に必要事項を記入のうえ、下記の問い合わせ先へ送付してください。</p> <p>助成金給付申請書の様式は、ファンドの引受金融機関の高知県内の四国銀行本・支店及び出張所に備え付けられています。</p> <p>平成20年度分の助成申請受付期間の予定 平成20年1月4日～2月15日 平成19年度分は終了しています。</p>
問い合わせ先	<p>〒780 8605 高知市南はりまや町1-1-1 T e L 088 - 871 - 2226 F a x 088 - 822 - 4934 公益信託「こうちNPO地域社会づくりファンド」受託者 (株) 四国銀行お客様サポート部信託担当</p>

事業名	南国土佐への移住促進事業（高知県移住促進事業費補助金）
事業種別	補助事業
事業の目的	今年からはじまる団塊の世代の大量退職を好機と捉え、県外からの移住や長期滞在を促進し、地域の活性化につなげる。 （ねらい） NPOまたは複数の団体で構成する協議会が主体となった事業を支援することにより、地域での受け皿づくりや具体的な取り組みを促進。 県内移住ビジネスの立ち上げを支援し、民間ビジネスを促進。
補助（委託等）対象事業の概要	協働パートナー市町村（留意事項の欄参照）を含む地域を対象として行われるもので、当該協働パートナー市町村と連携した移住や長期滞在の促進に効果が認められる事業 <u>受入体制の整備</u> （例：空き家調査、空き家改修ビジネスの検討、中長期滞在が可能な施設の掘り起こし、移住支援グループの立ち上げ等） <u>誘導策の実施</u> （例：移住体験ツアーの実施、地元アンケートの実施 等） <u>PR活動の実施</u> （例：移住相談会の開催、PRツールの作成 等） <u>その他、移住促進に効果が認められる事業</u>
補助（委託等）対象事業者の種類	<u>NPO</u> 高知県内に事務所を有する特定非営利活動法人又は民間非営利の任意団体。 <u>NPO、公益法人、民間企業、協働パートナー市町村等が構成員となった協議会等</u> 市町村のみ、民間企業のみが構成員となったものは除く。
補助率・補助額・補助対象経費（委託金額・委託料対象経費）	補助率：定額 補助限度額：500千円×関係する協働パートナー市町村数 （上限1,500千円） 補助対象経費：上記事業にかかる経費 （うち、役員・常勤職員の人件費（賃金、謝金）、事務所賃借料や光熱水費など経常的運営に要する経費、個人又は団体に贈与される寄付金、他の団体に対する補助金、義援金等及び飲食に係る経費は補助対象とならない。）
申請手続き・申請時期	・団体から県へ直接申請 ・申請締切：5月7日（月）必着
その他留意事項	協働パートナー市町村（平成19年4月1日現在） 室戸市（予定）、安芸市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、奈半利町、田野町、安田町、芸西村、土佐町、黒潮町、大月町
問い合わせ先	政策企画部 地域づくり支援課 担当者名 澤田・片岡 電話：088-823-9336 F A X：088-823-9258 メールアドレス：iju@ken3.pref.kochi.jp

事業名	高知県人権ふれあい支援事業
事業種別	支援事業（補助事業）
事業の目的	さまざまな人権問題の解決を図るために、高知県内のNPOやボランティアグループなどの民間団体が自主的に行う、県民の人権意識高揚を目的とした「ふれあい体験活動等」を支援します。
補助(委託等)対象事業の概要	県民の人権意識の高揚を目的として、自らの判断と責任のもとに広く県民に対して実施する以下の事業が該当します。 ふれあい交流・体験活動 講演会、研修会、シンポジウムなどの開催 啓発資料の作成・配布 その他、財団法人高知県人権啓発センター理事長が適当と認める事業 (他団体から補助を受けている事業や団体内部の活動などは対象外)
補助(委託等)対象事業者の種類	NPOやボランティアグループなどの民間団体で、次の要件を満たしている団体とします。 県内を拠点として活動していること。 政治団体、宗教団体でないこと。 明確な会計、経理を実施、報告できること。 支部等を有する団体については、県単位の連合体を1団体とすること。 当該事業による支援を過去3年間連続して受けたことがないこと。
補助率・補助額・補助対象経費(委託金額・委託料対象経費)	支援率：50万円までは8割以内、50万円を超える部分は5割以内 支援対象経費：賃金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、会場使用料及び賃借料（社会通念上妥当な額） 講師等の謝金（1人の講師等に対する謝金支払限度額は30万円まで） * 備品購入費は対象外
申請手続き・申請時期	募集時期：平成19年4月から随時募集。ただし、予算の範囲内で実施します。 申請書類：第1～第5号様式（人権ふれあい支援事業実施要領添付） 事業実施期限：平成20年2月末までに実施する事業に限る。 *平成19年度予算：500万円
その他留意事項	応募に必要な書類：ご連絡いただければ、FAX又は郵送でお送りします。 また、E-mailでも受付可能ですので、ご連絡ください。 補助決定までには2ヶ月程度かかりますので、ご了承ください。 事業の詳細な内容については、(財)高知県人権啓発センターまでお気軽にお問い合わせください。(ホームページ(http://www.kochi-jinken.or.jp)に「人権ふれあい支援事業実施要領」を掲載しています。) 支援状況により対応できない場合がありますので、応募の際はあらかじめご連絡ください。
問い合わせ先	財団法人高知県人権啓発センター 担当者名 吉本 〒780-0870 高知市本町4丁目1-37 TEL(088)821-4681 FAX(088)821-4440 メールアドレス shinji_yoshimoto@kochi-jinken.or.jp

事業名	環境ホップ・ステップ・ジャンプ支援事業
事業種別	補助事業
事業の目的	高知県内において、地域の環境に配慮した活動を行う団体（グループ）を応援するための事業です。県民の方々の環境問題への認識を高めることを目的とした活動に対し、支援を行います。
補助対象事業の概要	<p>事業の内容は大きくは2つあります。一つめは、地域に環境活動の広がりが見込まれる活動、若しくは環境に配慮した活動を応援する（『環境活動分野』と言います）もので、2つめは、地域の主体性を生かした美化活動を応援する（『環境美化分野』と言います）ものです。</p> <p>また、各分野、助成金を給付する『ステップコース』と『ジャンプコース』があります。</p>
補助対象事業者の種類	地域の環境保全につながる活動を継続して行う（もしくは、行うとしている）県内のNPO法人、任意団体、グループ等を対象とします。こどもエコクラブやPTA、町内会等も対象と考えられます。
補助率・補助額・補助対象経費	<p>ステップコース</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>定額 5万円（事業費総額が5万円未満の場合は、全額助成） 定額 10万円（事業費総額が10万円未満の場合は、全額助成）</p> </div> <p>ジャンプコース</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>定額 25万円（事業費総額が25万円未満の場合は、全額助成） 定額 50万円（事業費総額が50万円未満の場合は、全額助成）</p> </div> <p>対象となる活動に必要な経費で、消耗品費、印刷費、通信費、使用料、旅費、講師謝金、処理料、借上料等を助成の対象とします。なお、常勤職員の人件費、飲食に係る経費は対象外です。</p>
申請手続き・申請時期	平成19年4月23日～5月13日（当日消印有効）
その他留意事項	<p>活動の内容が自らの会員のみを対象としていたり、高知県の制度で助成等を受けている事業は助成の対象となりません。また、営利を目的とする活動、宗教活動や政治的活動は対象としません。</p> <p>環境活動支援センターえこらぼが開催します「環境活動見本市」（平成20年3月開催予定）で、活動発表を行っていただきます。</p>
問い合わせ先	<p>環境活動支援センターえこらぼ</p> <p>電話：088-802-2201 F A X：088-802-2205</p> <p>メールアドレス center@ecolabo-kochi.jp</p>

平成19年度

環境ホップ・ステップ・ジャンプ支援事業

活動資金助成団体募集要項

1. 「環境ホップ・ステップ・ジャンプ支援事業」の趣旨

「環境ホップ・ステップ・ジャンプ支援事業」は高知県内において、地域の環境に配慮した活動を行う団体（グループ）を応援するための事業です。県民の方々の環境問題への認識を高めることを目的とした活動に対し、支援を行います。

対象とする事業分野は大きくは2つあります。一つめは、地域に環境活動の広がりが見込まれる活動、若しくは環境に配慮した活動を応援する（『環境活動』と言います）もので、二つめは、地域の主体性を生かした美化活動を応援する（『環境美化』と言います）ものです。

また、その応援の方法が2つあります。一つめは活動についての相談を受けたり、サポートを行ったりする（『ホップコース』と言います）もので、随時受け付けています。二つめは、助成金を給付する（『ステップコース』と『ジャンプコース』があります）もので、期間を定めて募集、助成を行います。

活動助成スケジュール

平成19年4月23日～5月13日（当日消印有効）応募受付期間	
5月中旬（予定）	プレゼンテーション
給付決定日～平成20年2月15日	活動期間
（決定後1カ月以内）	助成金の給付
平成20年3月1日	活動報告書等の提出
平成20年3月中旬	活動発表（環境活動見本市）

2. 活動資金助成の内容（ホップコースは後述しています。）

(1) 支援分野・・・2分野あります。

《環境活動》

地域に環境活動の広がりが見込まれる活動、若しくは環境に配慮した活動を行いたい団体（グループ）を対象としたものです。

《環境美化》

地域の方々と中心となって環境美化活動を行いたい団体（グループ）を対象としたものです。

(2) 助成の種類

助成は2種類あります。

ステップコース

こちらは、活動を始めて間もないか、これからはじめようとしている団体（グループ）を対象としたものです。

助成金額：定額 5万円（事業費総額が5万円未満の場合は、全額助成）
定額 10万円（事業費総額が10万円未満の場合は、全額助成）

ジャンプコース

こちらは、これまで行ってきた活動を拡大したい、ステップアップしたい、新たな展開を図りたいといった団体（グループ）を対象としたものです。

助成金額：定額 25万円（事業費総額が25万円未満の場合は、全額助成）
定額 50万円（事業費総額が50万円未満の場合は、全額助成）

（3）助成総額

年間総額 300万円を予定しています。

3．助成対象

（1）対象となる活動

地域の環境活動であり、周りの人たちを巻き込むような社会的貢献活動を対象とします。たとえば、環境活動が広く地域に広がることが見込まれる活動であったり、環境活動の発表会、環境活動団体の交流会のような多くの人を巻き込むような環境イベントであったり、その他環境に配慮した取り組みと認められる社会的貢献活動が対象となります。

ただし、活動の内容が自らの会員のみを対象としていたり、高知県の制度で助成等を受けている事業は助成の対象となりません。

また、営利を目的とする活動、宗教活動や政治的活動は対象としません。

（2）対象となる団体

地域の環境保全につながる活動を継続して行う（もしくは、行うとしている）県内のNPO法人、任意団体、グループ等を対象とします。こどもエコクラブやPTA、町内会等も対象と考えられます。

（3）対象となる活動経費

対象となる活動に必要な経費で、消耗品費、印刷費、通信費、使用料、旅費、講師謝金、処理料、借上料等を助成の対象とします。なお、常勤職員の人件費、飲食に係る経費は対象外です。

（4）活動対象期間

給付決定日から平成20年2月15日まで

4. 応募受付期間及び応募方法

- (1) 所定の活動資金助成審査申込書に必要事項を記入のうえ、期限までに下記『環境活動支援センターえこらぼ』まで、郵送、メール、FAX（メール、FAXは到着をご確認ください。）でお送りいただくか、ご持参ください。なお、提出された申込書は返却いたしません。
- (2) 同一の活動が、複数の団体により計画されている場合には、その活動の代表団体が申し込むこととし、共催団体名を申込書に記載してください。
- (3) 申込書は、助成対象の選考に当たっての審査資料となりますので、活動計画の作成に当たっては、変更の生じることのないよう十分ご検討ください。

応募受付期間 平成19年4月23日～同年5月13日（当日消印有効）

【応募・問い合わせ先】 環境活動支援センターえこらぼ

〒780-0935 高知市旭町三丁目115番 こうち男女共同参画センター3F
TEL: 088 802 2201 FAX: 088 802-2205

5. 助成金の給付決定および給付

(1) 選考方法

ステップコース

別途審査委員会において総合的に判断し、決定します。また、場合により、聞き取り調査をお願いする場合があります。

ジャンプコース

公開プレゼンテーションを経た後、別途審査委員会において総合的に判断し決定します。また、場合により、聞き取り調査をお願いする場合があります。

選考の基準（共通）

助成の対象となる環境活動に沿った内容かどうか
活動に継続性や広がりがあるか
実現性の高い計画であるか
費用は妥当性があるか

(2) 助成金の給付

助成が決定した団体には、決定後1カ月以内に助成額の一部を給付します。対象活動終了後、活動報告書等提出を経て、精算し、残金を給付します。

6. 活動報告

(1) 活動報告書及び助成金使途報告書

助成金の給付を受けた団体には、対象活動終了後30日以内もしくは、平成20年3月1日のいずれか早い期日までに、活動報告書及び助成金使途報告書を提出していただきます。

(2) 活動発表

環境活動支援センターえこらぼが主催します「環境活動見本市」(平成20年3月開催予定)で、活動発表を行っていただきます。

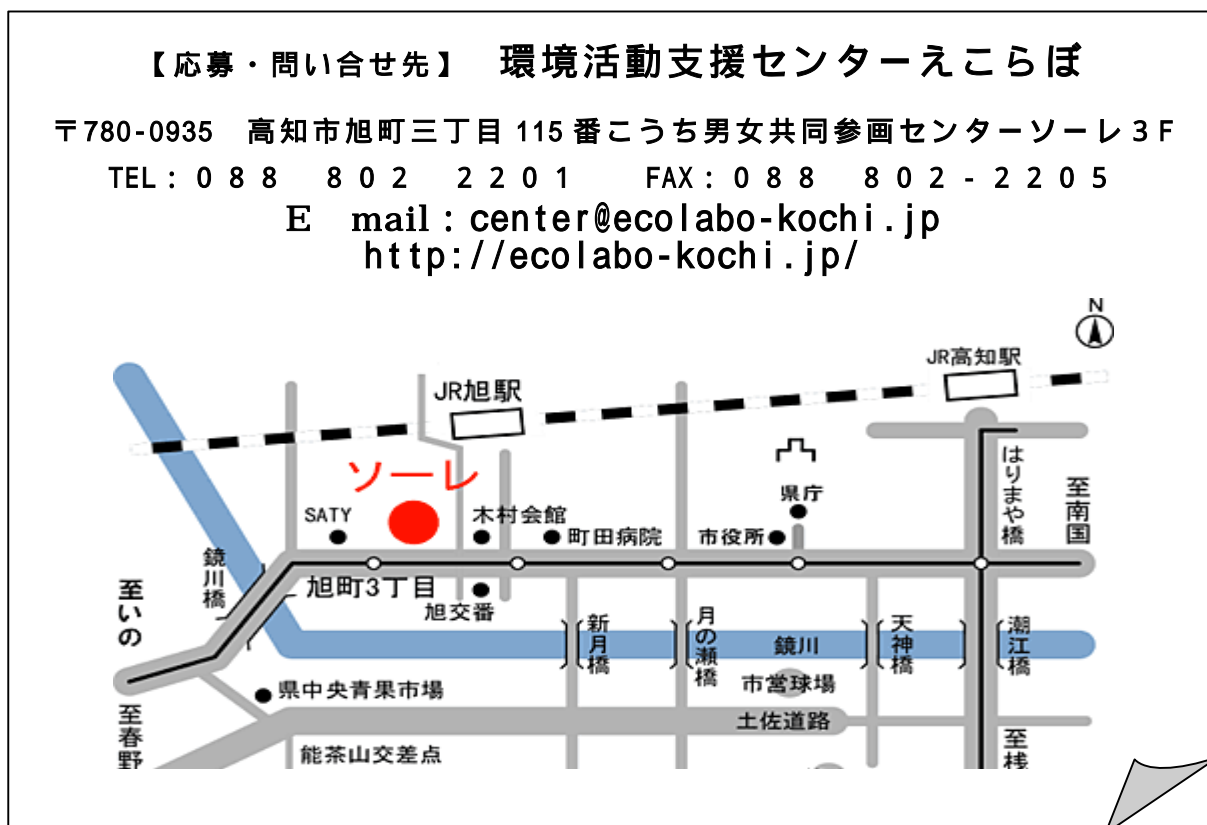
7. その他

(1) 事前相談(ホップコース)

応募の内容や応募用紙の書き方について、質問や事前相談を受け付けます。お気軽にご相談ください。また、お越しになる際は、事前に電話等でご予約ください。

(2) 助成金の返還

助成の対象となる活動が中止又は継続不能になった場合、相当の理由がなく活動の内容と応募内容が著しく異なったときなど、助成金の全部又は残りを返還していただく場合があります。



事業名	高知県中山間地域等商業振興総合支援事業
事業種別	補助事業
事業の目的	商業機能の維持又は商業の振興を図ることを目的として実施する事業に対し、市町村が補助又は自ら事業を行う場合に要する経費の一部を補助することにより、地域生活者の利便性の確保を図るとともに地域商業の活性化の促進を図る
補助対象事業の概要	補助対象事業者が主体となり、商業機能の維持又は商業の振興を図ることを目的として実施するハード及びソフト事業
補助対象事業者の種類	商店街振興組合、商工会、商工会議所等の法人化された商工団体、社会福祉法人、NPO法人、市町村
補助率・補助額・補助対象経費等	<p>【補助先】市町村。市町村から補助対象事業者に補助金が交付される</p> <p>【補助対象経費】補助事業に要する経費のうち、知事が必要かつ適当と認められた経費（ただし、土地の取得は除く）</p> <p>【補助率】補助対象経費の2分の1以内</p> <p>【補助額】ソフト事業10,000千円、ハード事業30,000千円を上限（ただし、知事が特に必要と認めた場合は100,000千円）</p> <p>【補助期間】原則として単年度</p>
申請手続き・申請時期	<p>【申請手続き】市町村を經由して、補助金交付申請書を提出</p> <p>【申請時期】例年、事業実施年度の当初から実施する必要のある事業は3月、それ以外の事業は5月、この時期に間に合わない事業は随時提出としていますが、年度末に提出期限を定めて市町村に連絡していますので確認してください</p>
その他留意事項	補助金の交付先が市町村であることから、補助金に関する県への手続きは市町村の商業担当課が行うこととなり、また、市町村の予算計上なども必要ですので、事前に市町村担当課に相談してください
問い合わせ先	<p>商工労働部 経営支援課商業流通担当 担当者名：竹島、国沢</p> <p>電話：(088)823-9679 F A X：(088)823-9262</p> <p>メールアドレス：150301@ken.pref.kochi.lg.jp</p>

事業名	森林保全ボランティア活動推進事業
事業種別	補助事業
事業の目的	森林整備を实践する森林ボランティア団体の設立や間伐等森林保全活動を支援し、適正な森林管理を促進する。
補助(委託等)対象事業の概要	森林保全ボランティア団体を設立する際の間伐等森林保全活動用機械器具等の整備及び県に登録した森林ボランティア団体が行う間伐等森林保全活動に対して、市町村、森林組合等が支援を行う経費に対し補助する。
補助(委託等)対象事業者の種類	N P O 団体、法人、任意団体等
補助率・補助額・補助対象経費(委託金額・委託料対象経費)	補 助 率：定額 補助対象事業： 機械器具等の支給（取扱手数料を含む） 間伐等森林保全活動の実施に対して交付する地域通貨の精算 補 助 基 準 額： 器具等整備（限度500千円） 間伐の実施（66千円/h a の予定）
申請手続き・申請時期	ボランティア団体の登録期限：平成19年5月31日 補助金の申込期限：平成19年6月29日
その他留意事項	
問い合わせ先	森林部木の文化推進室 担当者名：遠山 純人 電話 088-821-4586 F A X 088-821-4576 メールアドレス 030401@ken.pref.kochi.lg.jp

事業名	生き生きこうちの森づくり推進事業
事業種別	補助事業
事業の目的	地域が一体となって、県民生活に身近な場所で森林と人がふれあう森林を、整備、管理、活用していく取り組みを支援することで、森林や森林に対する重要性について県民の理解と関心を深める。
補助(委託等)対象事業の概要	地域の森林を景観林や森林と人がふれあう森林として、整備、管理、活用していく計画を作成した地域住民等で組織する団体等が計画に基づいて行う森林の整備(強度間伐の実施、荒廃竹林の整備、林内歩道の整備等)
補助(委託等)対象事業者の種類	市町村(事業主体:地域住民等で組織する団体等)又は地域住民等で組織する団体
補助率・補助額・補助対象経費(委託金額・委託料対象経費)	補助率:定額 補助対象事業: 人工林の間伐(伐採・切捨) 竹林の改良(伐採・搬出集積) 歩道の作設 その他
申請手続き・申請時期	補助金の申込期限:平成19年6月29日
その他留意事項	
問い合わせ先	森林部木の文化推進室 担当者名:池田 清 電話 088-821-4586 F A X 088-821-4576 メールアドレス 030401@ken.pref.kochi.lg.jp

事業名	こうち山の日活動支援事業
事業種別	委託事業
事業の目的	「こうち山の日（11月11日）」（又はその前後）に、県民一人ひとりが豊かな森林の恵みに感謝し、森林や山を守る活動の重要性などに対する理解と関心を深めていただく。
委託対象事業の概要	「こうち山の日（11月11日）」の制定趣旨に則した「やま」を守ることの重要性に対する理解と関心を深めて頂く、県民参加の啓発活動を企画・実施していただく団体等の募集しています。 具体的な募集する企画 山と街をつなぐ取り組み 11月11日などに高知市の中心街などで山と街をつなぐイベント等の実施
対象事業者の種類	民間企業、法人、NPO、その他団体
委託金額・委託料対象経費	山と街をつなぐ取り組み 300万円以内（消費税含む） 作成対象経費：賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、その他必要と認めるもの
申請手続き・申請時期	企画提案用紙に必要事項を記入し、木の文化推進室まで。 公募期間：5月1日～5月末（予定） 契 約：7月（予定）
その他留意事項	
問い合わせ先	森林部木の文化推進室 担当者名：柏井 義幸 電話 088-821-4586 F A X 088-821-4576 メールアドレス 030401@ken.pref.kochi.lg.jp

事業名	こうち山の日推進事業
事業種別	補助事業
事業の目的	「こうち山の日」制定趣旨に賛同して行う普及啓発の取り組みや活動を支援する。
補助対象事業の概要	(補助対象事業) 森林保全活動等に関するもの(森林保全活動、林業作業体験等) 森林環境学習等に関するもの 都市と山村の交流促進等に関するもの(普及啓発・交流を促進する活動等) 木と親しむ取り組みに関するもの
対象事業者の種類	「こうち山の日」の制定趣旨に賛同し、その普及啓発に資する団体等
補助率・補助額・補助対象経費	補助率：補助金額が200千円以内は定額。(市町村を除く) 補助対象経費が400千円以上の事業については1/2 対象経費：賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、その他必要と認めるもの
申請手続き・申請時期	こうち山の日推進事業計画書に必要事項を記入し、社団法人高知県森と緑の会に提出。 公募期間：5月1日～5月末日(予定) 実施期間：7月1日～12月末(予定)
その他留意事項	申請書の配布及び申込先は社団法人高知県森と緑の会 〒782-0078 香美市土佐山田町大平80 高知県森林総合センター内 社団法人高知県森と緑の会 TEL 0887-52-0072 FAX 0887-52-4177 所属URL http://www.moritomidori.com/ 所属E-mail info@moritomidori.com
問い合わせ先	森林部木の文化推進室 担当者名：柏井 義幸 電話 088-821-4586 F A X 088-821-4576 メールアドレス 030401@ken.pref.kochi.lg.jp

事業名	山の日先生派遣事業
事業種別	補助事業
事業の目的	次世代を担う子ども達などを対象に、山に対する関心を深め、森林や林業に対する理解を深める取り組みを進める。
補助対象事業の概要	「こうち山の日」(11月11日)の制定趣旨に基づき、次世代を担う子ども達などを対象に、山に対する関心を深め、森林や林業に対する理解を深める取り組みを目的として、地域の学校等からの要請に応じて山の日先生を派遣する団体等及びその山の日先生を養成する団体等に対して補助する。
対象事業者の種類	市町村、法人、NPO、その他団体
補助率・補助額・補助対象経費	補助率：定額 補助限度額 山の日先生派遣事業 400千円以内(高知市を含む地域は1,000千円以内) 地域別に6団体を選定 山の日先生養成 1,000千円以内 地域別に2団体を選定 対象経費：賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、その他必要と認めるもの
申請手続き・申請時期	それぞれの事業の事業計画書に必要事項を記入し、社団法人高知県森と緑の会に提出 公募期間：5月1日～5月末日(予定) 実施期間：7月1日～1月末日(予定)
その他留意事項	申請書の配布及び申込先は社団法人高知県森と緑の会 〒782-0078 香美市土佐山田町大平80 高知県森林総合センター内 社団法人高知県森と緑の会 TEL 0887-52-0072 FAX 0887-52-4177 所属URL http://www.moritomidori.com/ 所属E-mail info@moritomidori.com
問い合わせ先	森林部木の文化推進室 担当者名：柏井 義幸 電話 088-821-4586 F A X 088-821-4576 メールアドレス 030401@ken.pref.kochi.lg.jp

事業名	こども・子育て応援事業費補助金
事業種別	補助事業
事業の目的	地域社会の中で子どもたちを心豊かに健やかに育むため、自主的な子育て支援活動や子どもの体験活動を支援する。
補助(委託等)対象事業の概要	<p>(1) こどもの心育て体験事業 子どもたちの豊かな心や生きる力を育むために、地域の人材等を活かした文化、自然、社会体験などの活動を行う事業</p> <p>(2) 地域子育て応援事業 次に掲げる事業のうちいずれかの2事業以上を実施する経費に対して補助する。 ただし、過去3年間連続して「高知県地域子育て応援事業費補助金」の交付を受けた補助事業者は対象外とする。 子育て家庭への自主的な支援活動を行うもの 子育て支援を行おうとする者による子育て支援活動の組織づくりや子育ての情報提供を行うもの 子育て支援に関し地域が連携して行う事業や連絡調整に関するもの</p>
補助(委託等)対象事業者の種類	法人又は任意団体
補助率・補助額・補助対象経費(委託金額・委託料対象経費)	<p>補助率：定額</p> <p>(1) こどもの心育て体験事業 150,000円限度。 ただし、森林や山を守ることの重要性や豊かな森林への理解と関心を深める学習活動や体験活動などを含む事業(以下「森林事業」)は、200,000円限度とする。</p> <p>(2) 地域子育て応援事業 70,000円限度 対象経費 報償費、旅費、需用費(食糧費及び賄材料費を除く。)、役務費、使用料及び賃借料</p>
申請手続き・申請時期	<p>(1) こどもの心育て体験事業 提出先：高知県教育委員会事務局生涯学習課 提出期日：平成19年4月27日(金)</p> <p>(2) 地域子育て応援事業 提出先：各地域を所管する県福祉保健所 提出期日：上記福祉保健所が、別途指定する期日</p>
問い合わせ先	<p>教育委員会事務局 生涯学習課 担当者名 高橋 電話088-821-4897 FAX088-821-4505 メールアドレス 310401@ken.pref.kochi.lg.jp</p>

事業名	教職員宿舎等の空き住宅・部屋の貸付
事業の目的 ・内容	高知県教職員住宅の空き部屋・住宅を、NPOを含む県内に主たる事務所を置く公共的団体に貸し付けることにより、空き住宅等の有効活用を図るとともに、県民の地域での支え合いのための非営利活動を支援する。
公開時期	宿舎の入・退去者の情報を整理したうえで、その年度に貸し出し可能な住宅の情報を、県のホームページで6月中に公開予定。 職員宿舎：総務部職員厚生課のホームページ ホームページ http://www.pref.kochi.jp/~syokukou/ 教職員宿舎：教育委員会事務局福利課のホームページ ホームページ http://www.kochinet.ed.jp/somufukuri/index.htm
留意事項	空き部屋・住宅は現状のままで貸し付けになります。『住居』としての使用や、短期間（おおよそ一ヶ月以内）の使用については、お貸しできませんのでご了承ください。
問い合わせ先	職員宿舎 総務部職員厚生課 電話：088-823-9168 FAX：088-823-9206 メールアドレス 111001@ken.pref.kochi.lg.jp 教職員宿舎 教育委員会事務局総務福利課 給付・管理チーム 電話：088-821-4905 FAX：088-821-4725 メールアドレス 310601@ken.pref.kochi.lg.jp

事業名	19年度ソーレ・えいど事業
事業種別	補助事業
事業の目的	グループ・団体等が男女共同参画社会を推進するために実施する、県民を対象とした事業の費用を助成する
補助(委託等)対象事業の概要	(1)男女共同参画の推進に関する情報の収集及び提供(2)男女共同参画の推進に関する調査・研究事業(3)男女共同参画に対する県民の理解を深めるための広報及び啓発(4)男女共同参画の推進に関する講演会、講習会、研修等の開催(5)男女共同参画を推進する人材の育成(6)女性問題の解決その他男女共同参画の推進に向けた相談 (7)男女共同参画の推進に資する活動を行う団体等の相互の交流の促進及び自主活動への支援(8)その他センター設置の目的を達成するために必要な業務
補助(委託等)対象事業者の種類	次の要件を全て満たす団体等 県内を拠点として活動をしている 継続して活動できる体制等を備えた 男女共同参画社会の実現に資する活動を行おうとする 政治、宗教、営利を主たる目的としない 適正な会計、経理を実施し、報告できる 会則又は会則に準じるものを備えた ポスター、チラシ等に「平成19年度ソーレ・えいど事業」である旨の表示ができる 事業開始前にソーレの施設利用登録を行える (すでに登録している団体を除く)
補助率・補助額・補助対象経費(委託金額・委託料対象経費)	補助対象経費 の10分の8以内で、一団体30万円を超えない 助成対象経費は、助成対象事業に直接要する経費とし、次に掲げる経費を除く 団体等の固定的・経常的経費(団体等の役職員に係る人件費・団体事務所の家賃等) 助成対象事業以外の用途に転用可能な器具備品(パソコン・AV機器等)購入費 講師等の土産代、懇談会費 団体等の役職員に対する諸謝金、報酬、その他これに類するもの その他助成対象事業に直接要しない経費
申請手続き・申請時期	申請期間(5月1～31日)に交付申請書・企画書・収支予算書・活動概要書等を提出 6月中旬に書類審査(補助申請額が10万円未満)と公開プレゼンテーションを含む面接審査(補助申請額が10万円以上)を経て決定
その他留意事項	助成対象期間(会計処理期間含む) 19年7月1日～20年2月29日 事業終了後1ヶ月以内または平成20年2月29日のいずれか早い日までに事業実施報告書・収支決算書等を提出のこと
問い合わせ先	こうち男女共同参画センター「ソーレ」 担当者名 西山 電話 088-873-9100 FAX 088-873-9292 メールアドレス s-nishiyama@sole-kochi.or.jp